

「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」に対する会長声明

2020年6月19日、「収容・送還に関する専門部会」（以下、「専門部会」という。）は、「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」（以下、「本提言」という。）を公表した。今後は出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」という。）の改正に向かうものと思われる。

出入国在留管理局の収容施設（以下、「入管収容施設」という。）における長期収容問題は以前より国連自由権規約委員会から懸念を示されていたところ（1998年及び2014年同委員会最終見解）、2019年には各入管収容施設内でハンガーストライキが発生し、同年6月には大村入国管理センターにて飢餓死者が出る事態にまでなってしまった。これは20年以上もの期間にわたり入管収容施設における非人道的な状況が改善されないどころか、むしろ悪化していることを示している。

専門部会はこの入管収容施設における長期収容に伴う諸問題を解決するために設置され、これらの諸問題を解決するため本提言を公表したが、本提言に示された以下の点について、当会は反対する。なお、当会は2020年4月28日付けにて「入管収容施設における無期限長期収容に抗議する会長声明」を発出している。

1 退去命令違反罪等の創設について

退去強制令書の発付を受けた者のうち、日本に家族がいたり、日本で生まれ育った者等生活基盤が日本にある者や帰国すれば生命身体に危険が及ぶ可能性がある難民申請中の者等は送還に応じることができない。これまではこのような者のうち、一定数の者に対しては在留特別許可がなされていたが、入管白書（2015年・2019年）によると、理由なし裁決中の在留特別許可率は、2011年の82%から、2018年は59%に大幅に減少しており、審査の厳格化がうかがわれ、従来は在留特別許可がなされていた者が許可されていなくなっている可能性が高い。

このような状況にもかかわらず、本提言では退去命令制度等を新たに創設し、これに違反した者に罰則を科すことを検討するとしている。

しかし、帰国することができない方々に対して罰則をもってそれを強制しても刑事収容施設と入管収容施設の往来となる可能性があり、実効性は期待できない。また、退去強制令書発付後に在留資格を付与された者も一定数存在するが、そのような方々から在留資格を基礎づける新たな事情を裁判等で主張する機会を奪うことになりかねない。さらに、上記のとおり在留特別許可率が減少しているところ、日本で生まれ育った子供たちにも罰則を科すことになる。そして、このような国籍国との関係性が希

薄もしくはほとんどない人等帰国することができない事情を抱えた方々を支援する人々や代理人弁護士をも共犯者とすることになる危険性がある。

したがって、当会は罰則を伴う新たな制度の創設に反対する。

2 難民申請者の送還停止効の例外を認めることについて

現行法上難民認定申請中の者を退去強制することはできない（送還停止効、ノン・ルフールマン原則（難民条約33条1項））とされているが（入管法61条の2の6）、本提言ではこの送還停止効に例外を設けることとしている。これは再度の難民申請においても送還停止効が認められていることから、この例外を設けることで送還を可能とすることを企図しているものである。

しかし、日本における難民認定率は2011年以降0.5%以下であるところ、諸外国では半数近くの方が難民認定されているトルコやシリアの出身者（2018年UNHCRグローバルトレンド）は日本ではほとんど難民認定されておらず、日本の難民認定制度は国際的水準からすれば適切に運用されているとはいえない。他方、再申請で難民として認定されている者も僅かながら存在するが、これらの者を送還することは生命身体の危険に直結するものである。

また、本提言においても、平成26年の難民認定制度に関する専門部会が示した提言に基づく施策を十分に実施することがないまま5年が経過していることを認めているにもかかわらず、再申請者を送還することで送還の促進を図ることは、国家としてなすべきことをなし、庇護すべき者を庇護する姿勢を欠くものといわざるをえず、ノン・ルフールマン原則（難民条約33条1項）を実質的に放棄し、難民条約締約国としての義務を果たさないことを宣言したに等しい。

したがって、当会は送還停止効の例外を認めることに反対する。

3 収容期間の上限を設けないことについて

当会は、2020年4月28日付け会長声明で示したとおり、無期限長期収容は比例原則及び国際人権条約に反するし、本提言でも「国際的な議論においては、期限の定めのない収容が恣意的拘禁であると評価されている」としているにもかかわらず、本提言が収容の上限を設けないこととしたことに強い遺憾の意を表する。

4 仮放免された者による逃亡等の行為に対する罰則（仮放免逃亡罪）の創設について

仮放免された者による逃亡が増加したのは仮放免に就労禁止条件が全面的に付される運用が開始された2015年秋以降であることがうかがわれることからすれば（専門部会第3回資料3）、生計の手段を失ったことが逃亡の原因と推察されるが、本提言では仮放免された者の逃亡原因についての検討が十分になされているとはいえず、原因が不明なまま刑罰を導入してもその効果は疑わしいうえ、刑法の謙抑性にも反する。

したがって、当会は仮放免逃亡罪の創設に反対である。

以上

2020年（令和2年）8月5日

千葉県弁護士会

会 長 眞 田 範 行